

米子駅前地下道昇降機保守管理業務特記仕様書

1 業務の名称 米子駅前地下道昇降機保守管理業務

2 施設

(1) 所在地 鳥取県米子市明治町地内（米子駅前地下道）

(2) 種類及び台数 三菱エレベーター「油圧グランディ」 1台

3 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

4 委託業務の内容

(1) エレベーター保守管理方法

フルメンテナンスとし、部品、消耗品等の調整、修理及び交換を行う。ただし、別紙1の備考欄に

(※) 印を付けた事項の実施及び次のものの交換は除く。

ア 制御盤等のキャビネット

イ 油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー

ウ かご及びかご内の仕上げ材

エ 乗場戸、三角枠、表示器

オ その他上記に属するもの

(2) 付加施設

下記の付加装置の保守管理を行うこと。

ア 地震時管制運転装置

イ 停止時自動着床装置

ウ オートアナウンス装置

エ 故障自動通報システム

(3) 点検内容

別紙1の点検一覧のとおり。

なお、「周期 B」欄に記載の点検周期は現地訪問点検の周期を示す。

また、周期を四角で囲っているものは、遠隔点検の項目を示す。

5 一般共通事項

(1) 諸法規の遵守

本委託契約に適用される関係法令（「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日国土交通省公表）」、「人事院規則10-4」又は「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）」）を遵守すること。

また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに、省資源・省

エネルギーに配慮すること。

(2) 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）（令和5年11月8日国営保第13号）（以下「共通仕様書」という。）」による。

(3) 業務責任者

受注者は次の資格を有する者を業務責任者として選任し、その氏名を発注者に通知すること。業務責任者を変更したときも同様とする。

(4) 業務従事者

委託業務のうち、法令等、共通仕様書、本仕様書で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこと。

(5) 点検結果

完了報告書とともに、毎月分を翌月の10日までに提出すること。

(5) 当該業務の検査合格後、発注者が正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に業務委託料を支払うものとする。

(6) 受注者は、業務の実施に当たっては施設の運営等に支障を生じないように、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議するとともに、作業中の事故等の防止に努めること。

(7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議して定める。